

日本大学研究員規程

平成20年2月1日制定
平成20年4月1日施行
平成22年3月5日改正
平成22年4月1日施行

(目 的)

第1条 この規程は、日本大学（以下本大学という）における研究員に関する必要事項を定め、もって本大学の学術研究の充実と推進を図ることを目的とする。

(職 務)

第2条 研究員は、受入れに当たり定められた研究課題及び委嘱契約等に従い、本大学の学部又は研究所等で研究活動を行う。

2 研究員は、本大学における研究活動を所属長に報告するものとする。

(種類及び資格)

第3条 研究員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- ① 上席研究員 本大学の教授相当の研究経験を有する者
- ② 研 究 員 当該研究を遂行できる研究経験を有する者
- ③ 研究協力員 当該研究を遂行するための高度な専門技能を有する者

2 研究遂行上必要な場合は、前項各号の名称に当該研究プログラムの略称を追加することができる。

(受入条件)

第4条 研究員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 本大学専任教員が遂行する研究の支援を目的として受け入れる他に本務を持たない研究者
- ② 当該研究所規程に定める事業を達成するために必要な研究者
- ③ 本大学で受入れを決定した日本学術振興会特別研究員等
- ④ 本大学専任教員との共同研究に従事する研究者
- ⑤ その他学部又は研究所等における研究を遂行するために必要な研究者

(申 請)

第5条 研究員の受入れを希望する研究者は、所定の書類により所属長に申請するものとする。

(委 嘱)

第6条 所属長は、学部又は研究所等における諸会議等の議を経て、研究員を委嘱する。

(委嘱期間)

第7条 研究員の委嘱期間は1年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(契 約)

第8条 研究員の委嘱に当たっては、書面により個別の契約を締結する。

(手当等)

第9条 研究員の手当等は、原則として当該研究プロジェクト予算から支出する。

2 研究員の手当の額等については、別に定める。

(諸規程等の遵守)

第10条 研究員は、研究等に従事するに当たり、本大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(解 嘱)

第11条 研究員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、解嘱することができる。

- ① 本大学の指示に従わなかったとき。
- ② 研究員としての資質を欠き、研究等に適しないと認められたとき。
- ③ 疾病等のため研究等に從事できないと認められたとき。
- ④ 重大な違法行為があったとき。
- ⑤ その他前各号に相当する特別な理由があるとき。

(旅費交通費)

第12条 研究員の出張旅費の取扱いは、別に定める。

(社会保険)

第13条 研究員の社会保険の適用については、日本私立学校振興・共済事業団に加入させることができる。

(労働保険)

第14条 研究員の労災保険及び雇用保険の適用については、法令に基づくものとする。

(発明等)

第15条 研究員の発明等に関する取扱いについては、日本大学発明等に関する規程による。

(所 管)

第16条 研究員に関する事務は、本部においては研究推進部、学部等においては研究事務課、大学院独立研究科においては当該研究科の事務を分掌する課等が行う。

(内規等)

第17条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。